

事 務 連 絡
令和2年9月16日

各 担 当 者 様

総務事務センター旅費担当

有料道路（無料区間）利用時の旅費システムへの入力について

高速自動車国道の無料区間については、旅費システムで使用している路程検索システム（GIS）において、有料道路の扱いとなるため、「有料道路の利用」欄への入力がない場合、当該無料区間を経路として選択できません。

現在、自家用車での出張が認められている四国内及び岡山県で「有料道路の利用」欄への入力が必要な高速自動車国道の無料区間は、下記2箇所です。

- ①「須崎西IC～四万十町中央IC」
- ②「宇和島北IC～西予宇和IC」

しかし、①「須崎西IC～四万十町中央IC」の無料区間については路程検索システムの更新により、「有料道路の利用」欄へ入力の有無にかかわらず無料区間を計測することとなりました。

そのため、上記①の無料区間のみ利用する場合は、「有料道路の利用」欄への入力は不要となり、旅費計算書の旅行雑費欄への無料区間の表示もなくなります。（別紙、比較表を参考にしてください）

なお、高知東部自動車道や中村宿毛道路など、一般国道の自動車専用道路は、路程検索システムで一般道の扱いとしておりますので、有料道路利用の入力は不要です。

総務事務センター 旅費担当

【更新前】

例 区間	路程として計測する有料道路の区間	
	「有料道路の利用」に入力する	「有料道路の利用」に入力しない
本庁→幡多土木	(計測区間) 伊野 I C ~ 四万十町中央 I C	有料道路を選択しない
本庁→幡多土木 ※無料区間のみ高速利用	(計測区間) 須崎西 I C ~ 四万十中央 I C <u>※その他承認事項へ入力必須</u> <u>「須崎西 I C ~ 四万十町中央 I C 往復利用」等</u>	
須崎土木→幡多土木	(計測区間) 須崎西 I C ~ 四万十中央 I C	有料道路を選択しない

◇更新前は、「須崎西 I C ~ 四万十町中央 I C」の無料区間のみ利用の際は、有料道路料金の利用有りで作成し、「その他承認事項」へ利用区間の入力が必ず必要でした。

【更新後】

例 区間	路程として計測する有料道路の区間	
	「有料道路の利用」に入力する	「有料道路の利用」に入力しない
本庁→幡多土木	(計測区間) 伊野 I C ~ 四万十町中央 I C	須崎西 I C ~ 四万十中央 I C (無料区間を計測する)
本庁→幡多土木 ※無料区間のみ高速利用		須崎西 I C ~ 四万十中央 I C (無料区間を計測する)
須崎土木→幡多土木		須崎西 I C ~ 四万十中央 I C (無料区間を計測する)